

ご)国との頭文字をとった。(森 徳寿)

ほうひほんせん 豊肥本線 鹿児島本線熊本駅から出て東北方に進み、阿蘇山の北側を通過して大分県に入り、竹田を過ぎて北に折れ、日豊本線大分駅に至る 148km の線。線路等級は丙線である。

大正 3・6 熊本・肥後大津間開通宮地輕便線と呼称、大正 7・1 宮地まで開通、また大正 3・4 大分・中判田間開通、犬飼線と呼称、大正 14・11 玉来まで開通、昭和 3・12 宮地・玉来間の開通によって両線全通、熊本・大分間を豊肥本線と呼ぶこととしたものである。この線は久大本線とともに九州を横断する線の 1 つであり、阿蘇登山ルートとして著名である。(森 徳寿)

ほおんゆそう 保温輸送 冬期間冷蔵車によって、車内の温度を低下させないで輸送することをいう。冷蔵車は構造上外気をシャ断してあるので、夏期間は冷媒剤を使用して冷蔵輸送を行い、冬期は逆に外気の寒気から保護して保温輸送を行うのである。冬期雪寒地帯に発着する生果物、生野菜、びん詰酒類、清涼飲料水等は保温輸送をすることが望ましい。最近北海道産の馬鈴しょについても、厳寒期に保温輸送をするため試験輸送を実施したがまだ一般に普及されていない。(平井隆三)

ポーク (英)poker いわゆる火(灰)かき棒の 1 種であり、石炭や練炭等を燃料とする蒸気機関車・暖房車およびすえ付ボイラ等の火床整理の際、火床をかきならしたり、クリンカその他のかたまりを火室外に排除する役目をするほか、火床から落下して灰箱内にたまった灰殻を、外部へ排出させる用をする。鉄丸棒を L 字形にしてさらに加工したもので、両手または片手で取扱うことができる。ふつう SS 41 材でつくられている。これは動力車とう載用品取扱手続に定められた蒸気機関車および暖房車の付属器具の 1 つで、前者には火床面積 2m² 以下は 1 丁でそれ以上のものには大および小各 1 丁をとう載することになっている。

蒸気機関車および暖房車等は運転中も支障なく使用できるように、その長さを火床面積に応じて蒸気機関車では 2,700、2,400 および 1,500mm の 3 種に、暖房車用は 2,200 および 1,700mm の 2 種類となっている。もちろん、とう載用以外のものには実作業に便利な適当な長さのものがある。(伴野輝夫)

ほかようたん 保火用炭 機関車が機関区内で滞泊または駐泊している際に、つぎの仕事で出区するときに必要とする缶圧(かんあつ)、缶水(8 分目)を保持するために使用する石炭をいう。現在国鉄において保火用炭として消費されている石炭は、年間において運転用石炭の 5~6 %、数量にして 277 千 t であり、機関車 1 両 1 時間当りの使用量は、機関車形式およびその滞泊、または駐泊時間によって異なるが、つぎの消費量をもって標準とされている。

C 61, D 52	50 kg/h
C 57, D 51	45 kg/h
C 58, 8600	40 kg/h (野村正義)

ほかん 保管 物品の原形保持をはかることであり、その種類、品質、形状、数量、用途等により、その物に適応した適切な処置をとり、つねに善良な管理者としての注意を払い、その有用価値を消滅または減少させないようにすること。この場合善良な管理者としての注意とは、職業に応じて一般人の能力として客観的に要求されてよい程度の注意をいう。

1 保管責任の帰属 保管責任の発生、移転および消滅は、つぎにより区分している。

(1) 保管責任の発生

ア 購入契約によって、物品が持込まれたときは、検査を終

了したときから物品出納役または物品出納員の保管に入り、保管責任を生ずる。

イ 生産、製作、発生、発見または取得した物品については、生産し、製作し、発生し、発見し、または取得したときから物品出納役または物品出納員の保管に入り、保管責任を生ずる。

ウ 前 2 号以外の事由による場合は、現品を受けとったときから物品出納役または物品出納員の保管に入り、保管責任を生ずる。

(2) 保管責任の移転

ア 物品出納役または物品出納員から他の物品出納役または物品出納員に物品を送付したときは、現品および送付書が受領者に到着したときをもって、保管の帰属を区分し、到着前(輸送期間を含む)の保管責任は、発側の物品出納役または物品出納員に帰属し、現品および送付書が受領者に到着したときに、はじめて解除される。

イ 物品出納役から所属の物品出納員に物品を手渡し場合で、送付書を作成しないときは、その物品を手渡ししたときをもって、その責任の帰属を区分する。

ウ 物品出納役の交代の場合は、引継ぎを行ったときをもって、その責任の帰属を区分する。

エ 請負人その他に物品を貸与し、または交付した場合には、物品を引渡ししたとき。

(3) 保管責任の消滅(物品出納役または物品出納員の)

ア 物品を売却した場合には、現品を引渡ししたとき。

イ 工事用品(備品および消耗品を除く)を使用した場合には、これを使用したとき。

ウ 物品亡失の場合には、その事実を発見したとき。

2 亡失損傷 物品の亡失・損傷その他の事故を発見したときの取扱方

(1) 亡失損傷報告書の提出

ア 物品出納役または物品出納員は、貯蔵品処分の場合を除いて、自己の保管または監督に属する物品の亡失・損傷その他の事故を発見したときは、すみやかにその原因および現状を調査し、亡失損傷報告書およびつぎに掲げる付属書類を作成し、物品出納長または分任出納長にこれを提出する。

(ア) 顛末書(てんまつしょ) (イ) 盗難事故と認められる場合は、所轄警察署または鉄道公安室の事実の証明書または届出証明書 (ロ) 遺失・紛失の場合も所轄警察署の届出証明書 (ハ) 天災地変の場合は、市区町村長または所轄警察署の罹災証明書 (ニ) 犯罪による場合は、犯人公訴の関係を証明する警察署あるいは検察庁の調査または裁判書の謄本。

イ 亡失損傷報告書の提出経路

(ア) 貯蔵品の場合 分任出納長にあっては、その所属局所長を経由して物品出納長に、本社および本社付属機関の物品出納長にあっては資材局長を経由して監察局長に、地方機関(鉱業所を除く)および支社の地方機関の物品出納長にあっては、支社長および資材局長を経由して監察局長に、鉱業所の物品出納長にあっては鉱業所長および資材局長を経由して監察局長に、それぞれ提出する。

(イ) 決算品の場合 本社および本社付属機関の分任出納長にあってはその所属局所長を、物品出納長にあっては資材局長を経由して監察局長に、地方機関(鉱業所を除く)および支社の地方機関の分任出納長にあってはその所属局所長および支社長を、物品出納長にあっては支社長を経由して監察局長に、鉱業所の分任出納長および物品出納長にあっては鉱業所長を経由して監察局長に、それぞれ提出する。